

議案第七号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。
別表三の部を次のように改める。

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期
一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p> <p>(一) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一條第一項に規定する非住宅部分（工場、倉庫、卸売市場、火葬場又は畜場、殖場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、倉庫、卸売市場、火葬場又は畜場、殖場又は養殖場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみのもの</p>	<p>計画書の提出のとき又は計画通知のとき</p>
二 条第一項	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>二万七千円</p>
三 条第二項	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>八万四万円</p>
規定に基づく建築物エ	<p>トール未満のもの</p>	

二 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第二十 二条第二十 項		ネルギー消 費性能適合 性判定
(一) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(二) (一)以外の非住宅部 (1) モデル建築物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下この部において「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この部において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、二の項及び七の項において同じ。）による場合 (2) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、二の項及び七の項において同じ。）による場合	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
一万九千円	六十四万六千円	五十二万三千七百円
変更に係る計画書の提出又は変更に係る計画書の提出	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
十二万八千円	十四万五千七百円	二十万九千円

<p>三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</p>	<p>又は第十三条第三項の規定に基づき建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物のエネルギー消費性能適合性判定</p>													
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料</p>	<p>(二) 分</p>				<p>(一) 以外の非住宅部</p>									
	<p>(2) 標準入力法等による場合</p>				<p>(1) モデル建物法による場合</p>									
	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のも</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のも</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のも</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上一千平方メートル以下のも</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>			
	<p>四十五万三千円</p>	<p>三十六万六千七百円</p>	<p>二十五万七千円</p>	<p>四十五万三千円</p>	<p>三十六万六千七百円</p>	<p>二十五万七千円</p>	<p>四十五万三千円</p>	<p>三十六万六千七百円</p>	<p>二十五万七千円</p>	<p>十六万五千円</p>	<p>二十一万六千円</p>	<p>十万二千円</p>	<p>九万円</p>	<p>五万六千四百円</p>
<p>証明書の交付申請のとき。</p>	<p>知のとき。</p>													

(二) 場合 (一)以外の	場合							
1 一戸建て住宅	場請の申合の申							
ト ト ル 未 満 の もの	ロ 非 住 宅 部 分	上 に 関 する 法 律 第 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 住 宅 部 分 を い う 。 （ 下 の 部 に お い て 同 じ 。）						満 の もの
ト 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	ト 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	ト 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	ト 上 一 千 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	ト 上 一 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	ト 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	ト 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	ト 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 下 の もの	満 の もの 二 万 千 円
三 万 四 千 四 百 円	十 二 万 八 千 円	八 万 四 百 円	二 万 七 千 百 円	九 千 七 百 円	八 万 千 円	四 万 六 千 円	二 万 千 円	

										2 の 建 築 物 以 外	
								(1) 戸 ご 住 の 申 請 の 合 計		(2) 一 建 物 の 申 請 の 合 計	
ロ 部 分	住宅非			イ 住 宅 部 分		の ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 下 の も	の ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も	の ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も	の ト ル 以 上 一 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も	の ト ル 以 上 五 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も	の ト ル 以 上 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も
平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が三百	平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が五千	平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が二千	平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が三百	平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が二百	平方メートル未満	当該部分の床面積の合計が二百
八万七千円		二十八万円		十九万六千円		十一万六千円		六万九千円		三万八千四百円	

		(二) 場合 (一) 以外の						
2 の 建 築 物	1 以 外	1 一 戸 建 て 住 宅						
			(1) 戸 ご 住					
当該 戸の 未 満 の もの	当該 住宅 の 上 一 万 平 方 メ ー トル 以 下 の もの	当該 住宅 の 未 満 の もの					ロ 非 住 宅 部 分	
			積 の 合 計 が 五 千 以 上 一 万 平 方 メ ー トル 以 下 の もの	積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 平 方 メ ー トル 以 下 の もの	積 の 合 計 が 三 百 以 上 二 千 平 方 メ ー トル 以 下 の もの	積 の 合 計 が 三 百 以 上 一 万 平 方 メ ー トル 以 下 の もの	積 の 合 計 が 三 百 以 上 一 万 平 方 メ ー トル 以 下 の もの	積 の 合 計 が 五 千 以 上 一 万 平 方 メ ー トル 以 下 の もの
四 万 八 千 五 百 円	二 万 七 千 円	二 万 四 千 二 百 円	九 万 円	五 万 六 千 四 百 円	一 万 九 千 百 円	六 千 九 百 円	五 万 七 千 円	三 万 二 千 円

<p>六 エ 消 向 規 九 に 基 づ く 建</p> <p>建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 変 更 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 し て 、 同 項 に 掲 げ る 額</p>																	
<p>建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 変 更 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 し て 、 同 項 に 掲 げ る 額</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 465 922 689"></td> <td colspan="2" data-bbox="922 465 1361 689"> <p>標 準 入 力 法 に よ る 場 合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 689 603 1590"> <p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 以 下 の も の ト</p> </td> <td data-bbox="603 689 758 1590"> <p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p> </td> <td data-bbox="758 689 922 1590"> <p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 以 上 二 千 以 下 の も の ト</p> </td> <td data-bbox="922 689 1050 1590"> <p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p> </td> <td data-bbox="1050 689 1204 1590"> <p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 以 上 一 万 以 下 の も の ト</p> </td> <td data-bbox="1204 689 1361 1590"> <p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1590 603 1825"> <p>四 十 五 万 三 千 円</p> </td> <td data-bbox="603 1590 758 1825"> <p>三 十 六 万 六 千 七 百 円</p> </td> <td data-bbox="758 1590 922 1825"> <p>二 十 五 万 七 千 百 円</p> </td> <td data-bbox="922 1590 1050 1825"> <p>十 五 万 九 千 百 円</p> </td> <td data-bbox="1050 1590 1204 1825"> <p>二 十 一 万 六 千 円</p> </td> <td data-bbox="1204 1590 1361 1825"> <p>十 六 万 五 千 百 円</p> </td> </tr> </table>			<p>標 準 入 力 法 に よ る 場 合</p>		<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 以 上 二 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 以 上 一 万 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>四 十 五 万 三 千 円</p>	<p>三 十 六 万 六 千 七 百 円</p>	<p>二 十 五 万 七 千 百 円</p>	<p>十 五 万 九 千 百 円</p>	<p>二 十 一 万 六 千 円</p>	<p>十 六 万 五 千 百 円</p>
		<p>標 準 入 力 法 に よ る 場 合</p>															
<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 以 上 二 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 以 上 一 万 以 下 の も の ト</p>	<p>当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 以 上 五 千 以 下 の も の ト</p>												
<p>四 十 五 万 三 千 円</p>	<p>三 十 六 万 六 千 七 百 円</p>	<p>二 十 五 万 七 千 百 円</p>	<p>十 五 万 九 千 百 円</p>	<p>二 十 一 万 六 千 円</p>	<p>十 六 万 五 千 百 円</p>												
<p>証 明 書 の 交 付 申 請 の と き。</p>																	

(2) 部分非住宅									
モデル建物法 による場合					仕様基準によ る場合				
当該部分の床面積の合計が三百未満のもの	当該部分の床面積の合計が五百未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千五百未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千五百未満のもの	当該部分の床面積の合計が三千未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千未満のもの
八万七千円	十五万七千円	十万四千元	五万八千元	三万三千円	二十八万千元	十九万六千元	十四万五千七百	十四万五千七百	十四万五千七百

--

備考
 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適

				標準入力法等 による場合				
積の合計が三百 平方メートル以 上二千平方メ ートル未満のも の	積の合計が二 千平方メートル 以上のもの	積の合計が五 千平方メートル 以上のもの	積の合計が三 百平方メートル 以上のもの	積の合計が三 百平方メートル 未満のもの	積の合計が五 千平方メートル 以上のもの	積の合計が二 千平方メートル 以上のもの	積の合計が三 百平方メートル 以上のもの	
円	百円 五十二万三千七	六十四万六千円	円 三十六万七千	円 二十二万七千	三十万九千円	百円 二十三万五千七	円	

合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつては、該当事項の証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。）について、複合建築物（非住宅部分と住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分のうち居住者以外の者のみを利用する部分の床面積の合計が居住者のみを利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合の手数料の額は、当該共用部分の全てを非住宅部分とみなして算出した額とする。

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつてその床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である非住宅部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、一の項又は二の項の(二)の区分により算出した額とする。

四 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、特定建築行為に該当する増築若しくは改築の場合又は特定建築物以外の建築物の増築の場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更にあつては、該当事項の証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

六 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

七 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説 明）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。